

# 労働ふくおか

4

2013 No.420

## 解雇・雇止め集中相談会を開催しました



2月20日(水)、県内4か所の労働者支援事務所において、解雇・雇止め集中相談会を開催しました。当日は86人の方が相談に訪れ、相談員が173件の相談に対応しました。

また、6月には、県内4地区において日曜街かど労働相談会を開催する予定です。

各労働者支援事務所では、労働問題に関する相談を受け付けています。受付日時・場所等、詳しくは裏表紙をご参照ください。

## Contents

### <福岡県の雇用対策>

企業の人材確保をお手伝いします！	2
公正採用選考人権啓発推進員の設置について	3
若者の就労体験にご協力をお願いします	4
新生活産業合同会社説明会参加企業募集	4
子育て応援宣言企業・事業所募集中！	4
県の提携融資制度について	5
福岡県の公共職業訓練のご案内	6
みなさんの技能習得をサポートします！	6
※平成24年度福岡県の賃金事情	10

### <福岡労働局からのお知らせ>

雇用保険を受給できない求職者の皆様へ ～求職者支援制度があります！～	7
賃金制度改善相談窓口のご案内	7
平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が 引き上げになります	8
36協定の締結当事者となる過半数代表者の 適正な選出を！	8

### <連載>

いきいき企業訪問	9
現代の名工を訪ねて	10
労働委員会NOW	11
労働相談Q & A、労働者支援事務所一覧	12

福岡県の完全失業率 (平成24年10月～12月)	4.8%
-----------------------------	------

福岡県の有効求人倍率 (季節調整値)(平成25年1月)	0.72倍
--------------------------------	-------

福岡県の最低賃金	701円
----------	------

# 企業の人材確保をお手伝いします！

県では、求職者の皆さんの年代に応じ、きめ細かな就職支援ができるよう専門の窓口を設置しています。各センターでは、人材確保につながる取組も行っていますので、求人の際はぜひご活用ください。

ご利用は  
無料です

## ■若者しごとサポートセンター

対象：～29歳

学生も含め、おおむね29歳までの方を対象とした就職支援を行っています。

個別コンサルティングとセミナーによる進路決定の支援、社会人としてのマナーや自己アピール力の習得など、若者の就活を強力にサポートしています。また、合同会社説明会や職場体験、及び若手社員向けのセミナー等も実施していますので、企業の皆様もぜひご活用ください。



### ●合同会社説明会

多数の求人企業、多数の求職者が一堂に集まる出会いの場です。優秀な人材を確保するため、ぜひご活用ください。

### ●職場体験

若者が実際の仕事を体験することにより、企業との相互理解を深め、早期の就職に役立たせるものです。ぜひ受入のご協力をお願いします。

### ●若手社員フォローアップセミナー

新入社員を対象に仕事への取り組み方や職場のコミュニケーションを学ぶ研修を実施しています。

### ●高校教員と地元企業の交流会

高校教員と地元企業が相互理解を深める交流会を開催することにより、求人求職のミスマッチを解消し、新規高卒者の円滑な就職を促進しようとするものです。

### ●高校生・地元企業紹介事業

地元企業への理解を深め、企業規模にとらわれない高校生の職業選択を促進するため、高校生に対して、身近な地元企業の経営者等による授業や企業見学を行います。企業の魅力をアピールするため、ぜひご協力ください。

### ●大学等と地元企業との就職情報交換会

大学等の就職指導担当者と地元企業が採用動向等についての相互理解を深める就職情報交換会を開催することにより、学生と地元企業のマッチングをより一層促進しようとするものです。

### ●ホームページでの企業情報・求人情報の提供

ホームページでの企業と求職者の出会いの場を提供します。バナー広告も募集しています。

### 【お問い合わせ先】

福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィスビル12階 TEL：092-720-8830

【ご利用時間】月～金曜日／10:00～19:00 土・日・祝日／10:00～17:00

## ■30代チャレンジ応援センター

おおむね30～39歳までの方を対象に個別相談、研修、合同会社説明会などの就職支援を行っています。

- 企業のニーズにあう人材の情報を、30代センターの登録者の中から提供しマッチングを支援しています。ぜひご活用ください。
- 30代センターではフリーターなどの正社員就職が促進されるよう、人材確保に積極的な企業による「就職応援団」を結成し、就職支援を行っています。就職応援団に登録いただくと、合同会社説明会など人材確保のお手伝いをいたします。ぜひご参加ください。

### 【お問い合わせ先】

福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィスビル12階 TEL：092-720-8831

【ご利用時間】月～金曜日／10:00～19:00 土・日・祝日／10:00～17:00

対象：30～39歳



## ■中高年就職支援センター

おおむね40～64歳までの方を対象に就職相談から職業紹介までワンストップで支援します。

- 担当者制によるきめ細かなキャリアコンサルティング
- マンション管理員講座など就職に役立つ講習の開催
- 求人検索パソコンを11台設置し求人情報を提供
- ハローワーク相談員による職業紹介、就職面接会の定期開催

### ◆◆面接会参加企業を募集しています◆◆

### 【お問い合わせ先】

福岡市博多区博多駅東1-1-33 はかた近代ビル5階 TEL：092-292-9250

【ご利用時間】月～金曜日／9:30～18:00（祝日、年末年始を除く）

対象：40～64歳



## 公正採用選考人権啓発推進員の設置について (平成24年度公正採用選考人権啓発優良事業所等知事表彰式)

福岡県及び福岡労働局・公共職業安定所（ハローワーク）では、事業所における「公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）」の設置を促進し、雇用主等が同和問題をはじめとする人権問題の正しい認識のもとに、応募者本人の適正と能力に基づく公正な採用選考システムを確立するよう取り組んでいます。

すでに、多数の事業所において推進員が設置されており、主体的な取組が進められていますが、まだ設置されていない事業所におかれましては、早急に設置していただきますようお願いいたします。

この度、福岡県では創意工夫された効果的な人権・同和問題研修等を積極的に実践され、明るく働きやすい職場づくりに取り組んでこられた、地域の模範となる事業所及び推進員に対する知事表彰を行いました。受賞された方々は次のとおりです。

\* 順不同、敬称略

### 【公正採用選考人権啓発優良事業所】

- ◇社会福祉法人親和会 みやけ保育園
- ◇大和ハウス工業株式会社 九州工場
- ◇九州電力株式会社 北九州支社
- ◇医療法人悠久会 大牟田共立病院

### 【優良公正採用選考人権啓発推進員】

- ◇林 秀之（大和ハウス工業株式会社九州工場）
- ◇中本 卓巳（西鉄バス北九州株式会社）
- ◇野田 久司（株式会社中島田鉄工所）



～おめでとうございます。今後の益々のご発展、ご活躍をお祈り申し上げます～

## 若者の就労体験にご協力をお願いします

若者サポートステーションでは、ニート等の若者（対象年齢：15～39歳）を対象に、職業的自立に向けた支援を行っています。

就労経験が乏しい、あるいは仕事での挫折経験を持つ若者が再び社会へ出ていくためには、実際の職場での就労を通して働く自信を得ることが重要です。

これらの若者の自立支援のため、就労体験の受入にご協力をお願いします。

※受入可能な場合は下記問い合わせ先にお電話ください。

### 【お問い合わせ先】

福岡若者サポートステーション TEL：092-739-3405 担当地域：福岡・筑後地域

北九州若者サポートステーション TEL：093-512-1871 担当地域：北九州・筑豊地域

[電話受付] 月～金曜日 / 10:00～17:00

## サービス業で働く人材の育成、就職支援に取り組んでいます 新生活産業合同会社説明会参加企業募集

福岡県では、少子高齢化などの進展に伴うライフスタイルの変化により需要が高くなっている、子育てや高齢者支援、健康づくりなど、生活に密着したサービス業を「新生活産業」と位置づけ、この分野で働きたい方の就職支援を行っています。

この合同会社説明会（福岡・北九州で年3回実施）では、企業の採用担当者から求職者に対し直接会社説明を行う機会を設けることで、即戦力となる人材確保に結び付けております。求人企業の皆様のご参加をお待ちしております。

### 【お問い合わせ先】

新生活産業就職支援事業事務局（ヒューマンアカデミー株式会社内）

TEL：092-713-8600

<http://www.f-shinseikatsu.jp/>



## 企業・事業所のみなさまへ 「子育て応援宣言企業・事業所」募集中！

福岡県では、子育てをしながら引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現を目指し、「子育て応援宣言企業」登録制度を推進しています。

### 「子育て応援宣言企業」登録制度とは？

企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を支援する取り組みを宣言し、それを県に登録するものです。登録された企業には「子育て応援宣言登録証」と「登録マーク」を交付。県のホームページ等で広く紹介します。

職場の理解と応援で仕事と子育てが楽しくなります。従業員のやる気や仕事の効率もアップ。元気な従業員が増えれば企業は伸びます。従業員の子育てを応援する「子育て応援宣言企業」は4000社を突破。企業・事業所のみなさん、従業員を大切にする思いを「子育て応援宣言」であらわしてみませんか？

ご登録は「子育て応援宣言ホームページ」から (<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp/>)

#### ◆例えばこんな「宣言」があります

- ・社内報への掲載や管理職員研修により、育児休業制度の周知、取得の促進を図ります。
- ・保育所送迎、通院等家族のための半日単位、時間単位の休暇を認めます。
- ・毎週〇曜日の「ノー残業デー」を導入します。 など

#### ◆宣言企業からこんな声をいただいています

- ・退職者が減り人材の定着につながった。
- ・求人の際に問い合わせや応募が増えた。
- ・職場の雰囲気がよくなりコミュニケーションがとりやすくなった。 など

### 【お問い合わせ先】

福岡県 新雇用開発課 TEL：092-643-3586 Mail：info@k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp

## 県の提携融資制度について

福岡県では、中小企業で働く方向けの融資制度と経済環境の変化等で離職を余儀なくされた方向けの融資制度を行っています。

育児休業期間中の生活資金を借りたい

介護休業期間中の生活資金を借りたい

当面の生活資金を借りたい

教育訓練を受講する時

賃金が遅払いになった時

	育児資金 (すくすくローン)	介護資金 (ぬくもりローン)	生活資金 (さわやかローン)	教育訓練受講資金 (チャレンジローン)	賃金遅払資金
貸付対象	県内の同一住所に1年以上居住し、かつ、県内同一中小企業に1年以上勤務する従業員（教育訓練受講資金については、離職者でも可） 保証機関の保証を得られる者				
	現に1ヶ月以上の育児休業を取得している者	現に1ヶ月以上の介護休業を取得している者		厚生労働省の「教育訓練給付制度」の受給資格のある者で指定された教育訓練を受講する者	現に1ヶ月の賃金が遅払いとなっている者
貸付金の用途	育児休業期間中に必要とする資金	介護休業期間中に必要とする資金	諸種の事由による生活の不安を解消するための資金	教育訓練受講のために生ずる生計上必要とする資金	賃金遅払いのために生ずる生計上必要とする資金
貸付限度額	100万円			30万円	1ヶ月の賃金相当分
貸付期間	5年以内 育児、介護休業終了月を限度として最高1年までの返済据置期間を認める			3年以内 最高1年までの返済据置期間を認める	6ヶ月以内
貸付利率	3.0%（保証料含む）		3.7%（保証料含む）	3.0%（保証料含む）	

求職活動中の生活資金を借りたい

	求職者支援資金（ホッとローン）
貸付対象	経済環境の変動等により離職を余儀なくされた者で、次の要件を備えた者
	(1) 雇用保険法による一般被保険者であり、同法の求職者給付を受給中の者（待機中の者を含む） (2) 離職時の事業所に1年以上勤務していた者 (3) 離職時に世帯の生計を維持していた者 (4) 県内に居住している者 (5) 保証機関の保証を得られる者
貸付金の用途	緊急かつ臨時的に必要とする資金で以下のもの (1) 本人又はその家族の医療費、分娩費 (2) 本人又はその家族の教育費（教育訓練受講資金対象費を除く） (3) 本人又はその家族の冠婚葬祭費 (4) その他生活の安定のために必要な経費
貸付限度額	50万円
貸付期間	5年以内（最高6ヶ月の返済据置期間を認める）
貸付利率	2.5%（保証料含む）

### 【お問い合わせ先】

・ 融資に関すること	九州労働金庫福岡県本部	TEL：092-714-7143
・ 制度に関すること	福岡県労働政策課	TEL：092-643-3587
	福岡県福岡労働者支援事務所	TEL：092-735-6149
	福岡県北九州労働者支援事務所	TEL：093-592-3516
	福岡県筑後労働者支援事務所	TEL：0942-30-1034
	福岡県筑豊労働者支援事務所	TEL：0948-22-1149

## 福岡県の公共職業訓練のご案内

国や都道府県等の公的機関が設置した職業訓練施設、あるいは業務委託した民間の専修学校・大学・事業主等で行う訓練を「公共職業訓練」と言います。

ここでは、福岡県が入校料・受講料無料で実施する「公共職業訓練」について紹介しています。(教科書代や作業服代、資格取得受験料等は実費負担になります)

### 福岡県が運営する職業訓練施設

高等技術専門学校(県立)7校、福岡障害者職業能力開発校(国立県営)1校を運営しています。就職を希望する方が有利な条件で就職できるように、技術を身につけるための訓練を行っています。

平成25年度、高等技術専門学校においては、36科目延べ1,110人の訓練を実施しています。また、福岡障害者職業能力開発校においては、7科目延べ170人の訓練を実施しています。

### 福岡県の委託訓練

「公共職業訓練」のうち、国や都道府県等の公的機関が、民間の専修学校・大学・事業主等に委託して行う訓練を「委託訓練」といいます。社会福祉(介護福祉士、保育士など)、情報処理、OA事務、医療事務などのさまざまな分野にわたって訓練を行っています。

特に、今後は需要の高いIT、介護分野の委託訓練を重点的に実施していく予定です。

※募集時期、訓練科目等の内容につきましては、以下HPをご覧ください。

「福岡県の職業訓練」(<http://www.fukuoka-kunren.net/>)

詳細は、各県立高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)又は下記問い合わせ先まで、気軽にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

福岡県 職業能力開発課 TEL:092-643-3601 FAX:092-643-3605

Mail:shokunokai@pref.fukuoka.lg.jp

就職を目指す  
多くの方を  
応援しています!

## みなさんの技能習得をサポートします!

福岡・北九州・久留米・豊前の県内4地区の職業訓練協会では、地域の在職者等に対する技能講習・各種資格試験の受験対策や訓練のための施設の貸出し等を行っています。

**技能習得・資格取得をお考えの皆様、是非ご利用ください。**

訓練内容および日程等の詳細につきましては、各地区協会へお問い合わせください。

#### 職業訓練法人福岡地区職業訓練協会

〒813-0044

福岡市東区千早5丁目3番1号

TEL:(092)671-6831

<http://fvta1.web.fc2.com>

#### 職業訓練法人北九州地区職業訓練協会

(愛称:マイテク・センター北九州)

〒805-0048

北九州市八幡東区大蔵2丁目13番7号

TEL:(093)651-3775

<http://www.mytec.ac.jp>

#### 職業訓練法人久留米地区職業訓練協会

〒839-0809

久留米市東合川5丁目9番10号

TEL:(0942)44-5201

<http://www.ksk.ac.jp>

#### 職業訓練法人豊前地区職業訓練協会

〒828-0021

豊前市大字八屋1926番地

TEL:(0979)82-1511

<http://www.buzen-vtc.com>

# 雇用保険を受給できない求職者の皆様へ ～「求職者支援制度」があります！～

## ▶ 職業訓練によるスキルアップで早期就職を！

- ① 求職者支援訓練<sup>\*</sup> など無料で受講できます。
- ② 訓練期間中等も、ハローワークが就職支援を行います。
- ③ 一定の要件を満たす方に訓練期間中、給付金を支給します。

● 詳しくはお近くのハローワーク又は

### 「求職者支援訓練」とは

雇用保険を受給できない求職者の方などを対象として、民間訓練機関が厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施します。多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」があります。

- 開講予定の具体的なコース情報は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページからご覧ください。  
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ (<http://nintei.jeed.or.jp/kyushokushien/search/>)

厚生労働省・福岡労働局・ハローワーク

## 事業主の皆様へ

# ～賃金制度改善相談窓口のご案内～

福岡労働局では、賃金制度改善相談窓口を設置し、「従来の年功序列制の人事制度や賃金体系を見直し、能力や業績による労働者にとって魅力ある人事、賃金制度に改善したい」「中小企業ではあるが、無理のない退職金制度を作りたい」など、経営者からの賃金・退職金制度に関するご相談をお受けしています。

ご相談は、無料で、人事・賃金制度の改善に経験のある専門の賃金相談員が対応し、秘密は厳守されます。

### 相談できる内容は

- \* 基本給と諸手当の決め方
- \* 初任給や昇給の決め方
- \* 人事考課を取り入れた賃金・賞与
- \* 中途採用者や高齢者を含めたバランス良い賃金体系
- \* 能率給・成果給を取り入れた賃金体系
- \* 退職金制度の導入・改善 など



ご希望の方は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。その際、相談希望日・事業内容・企業全体の労働者数等をお伺いしたのち、労働局において相談日時を調整のうえ改めてご連絡いたします。

### 【お問い合わせ先】

福岡労働局 賃金課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階

TEL：092-411-4578 FAX：092-411-2633

## 事業主の皆様へ

# 平成25年4月1日 から、障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	現行法定雇用率		平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	⇒	2.2%

※従業員50人以上56人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

### 【お問い合わせ先】

福岡労働局 職業対策課 TEL：092-434-9807 FAX：092-434-9822

## 事業主の皆さまへ

# 36協定の締結当事者となる過半数代表者の適正な選出を！

「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」を締結する際に、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表するもの（過半数代表者）を選出し、労働者側の締結当事者とする必要があります。

過半数代表者になることができる労働者の要件と、正しい選出手続きは、下記のとおりです。過半数代表者の選出が適正に行われていない場合、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無効ですので、ご注意ください。

### ● 過半数代表者となることのできる労働者の要件 ●

《労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと》

- ・管理監督者とは、一般的には部長、工場長など、労働条件の決定その他労務管理について経営者としての立場にある人を指します。
- ・過半数代表者の選出に当たっては、管理監督者に該当する可能性のある人は避けた方がよいでしょう。

### ● 過半数代表者を選出するための正しい手続 ●

《36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにしたうえで、投票、挙手により選出すること》

- ・選出手続きは、投票、挙手の他に、労働者の話し合いや持ち回り決議などでも構いませんが、労働者の過半数がその人の選任を支持していることが明確になる民主的な手続きがとられていることが必要です。また、選出に当たっては、パートやアルバイトなどを含めたすべての労働者が手続に参加できるようにしましょう。
- ・会社の代表者が特定の労働者を指名するなど、使用者の意向によって過半数代表者が選出された場合、その36協定は無効です。
- ・社員親睦会の幹事などを自動的に過半数代表者にした場合、その人は36協定を締結するために選出されたわけではありませんので、協定は無効です。この場合は、改めて36協定の締結当事者となることの信任を得てください。

**届け出た36協定は、見やすい場所に掲示するなど労働者に周知することも必要です**

厚生労働省・福岡労働局・労働基準監督署





# いきいき企業訪問

70歳現役企業

## 株式会社ハダ工芸社

福岡県では、高齢者の皆さんが年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて働いたり、地域で活躍し続けることができる、選択肢の多い「70歳現役社会」づくりに取り組んでいます。今回は、高齢者がいきいきと活躍する企業「株式会社ハダ工芸社」をご紹介します。

### ■ 求められる“職人技”

福岡市中央区にある株式会社ハダ工芸社は、商業施設や文化施設の建築・内装・ディスプレイ等の企画・設計・施工を行う企業。おなじみの「NHKのど自慢」九州各県のステージも手掛けています。

従業員69人のうち、65歳以上のシニア社員は6人。若い頃から培ってきた技能や経験を活かし、はつらつと活躍しています。

波田社長によれば「さまざまな分野でデジタル化、機械化が進んでいますが、卓越した技能や経験が求められる、職人にしかできない仕事も多いのです」とのこと。

その一つが金鷲旗、玉竜旗で大きく張り出される出場校の表示です。通常の毛筆体とは異なる大会独自の書体が要求されるため、手作業でなければできない仕事です。この仕事を担当するのは73歳の吉田正治さん。「大会に挑む学生たちを応援するつもりで、一字一字、心を込めて揮毫しています。何歳になっても、自分の技能を活かして、大会に貢献したいですね」。伝統ある大会をシニア社員の“職人技”が支えています。

### ■ シニア社員は貴重な戦力

ハダ工芸社の最高齢社員は上野鐵太郎さん（77歳）。店舗の什器やテレビスタジオの大道具、小道具製作に活躍しています。「長年この仕事をしているし、仕事も楽しい。体が動く限りは働き続けたいですね」と上野さんは目を輝かせます。

最新の技術と、シニア社員が培ってきた技能で、顧客のさまざまなニーズに応え、業績をあげるハダ工芸社。波田社長は、「シニア社員は、これからの時代を支える貴重な戦力。高齢者雇用はどの企業にも関係する課題です。『70歳現役社会』づくりの輪が、どんどん広がってほしいですね」と言葉に力を込めました。



▲最年長の上野さん。細かい仕事もお手のものです

### 株式会社ハダ工芸社

- 所在地／福岡市中央区 ●業種／建設業 ●会社設立年／1956年 ●従業員数／69人
- 最高年齢者／77歳
- 高齢者雇用制度／60歳定年。希望者全員65歳まで雇用。更に基準該当者を70歳まで雇用。  
(70歳以降についても、意欲と能力に応じて会社が必要と認めた場合は雇用)



## 現代の名工を訪ねて ～第4回～



### 「窯業製品材料化学分析工・彌勒初男さん」

このシリーズでは、厚生労働大臣表彰「卓越した技能者表彰」（現代の名工）を受賞された県内で活躍される匠の皆さんをご紹介します。

#### <彌勒初男さん・プロフィール>

昭和24年生まれの63歳。昭和45年に黒崎窯業（株）（現黒崎播磨（株））に入社。耐火物材料の化学分析に長年従事し、多くの考案、改善により耐火物業界の分析技術向上に大きく貢献している。

特に、耐火物れんが中の金属成分分析技能や炭化珪素質耐火材料の蛍光X線分析技能が高く評価され、平成23年度に「卓越した技能者表彰」、平成24年度に黄綬褒章を受章。

現在は黒崎播磨セラコーポ（株）の品質管理部測定分析グループ工長として、化学分析作業に従事する傍ら、後進の指導に力を注ぐ。



▲作業中の彌勒さん

製品を製造するためにはどんな材料を使用するのか。そして製品を安定的に製造するために最適な条件は何か。材料の化学分析という作業は商品開発や製品製造に欠かせない作業です。彌勒さんは高校で専攻した工業化学の知識を活かして、耐火物材料の化学分析業務に長年従事してきました。色々な薬品の化学反応を利用した分析や試薬の調整・調合を得意とする彌勒さんは、これまで分離が難しく、標準化もされていなかった金属成分の分析方法を考案したり、2日間かかるとされていた炭化珪素質耐火材料の分析を2時間程度で可能にするなど画期的な改善を生み出し、商品開発を支える分析技術の向上や生産現場の効率化に大きく貢献してきました。

「職場で問題になっている事、又は必要となってきた新たな分析方法を実験によって確立していく時にやりがいを感じます」と語る彌勒さんですが、苦労や困難にぶつ

かることもあるそうです。「分析を行うサンプルの性質によっては、まずは新たな分析方法を探し出さなければならない場合があります。また必要な成分を分析する時に正確なデータを出すことを妨害する成分を無視する技術に大変思考を費やします」と彌勒さんは言います。

苦労や困難にぶつかりながらも、これまで培った技能で大きな功績を残してきた彌勒さんは平成23年度に「卓越した技能者表彰」、平成24年度には栄えある黄綬褒章を受章されました。

これまで当然のように働いてきたことが名誉ある形で評価されたことに感謝するとともに所属する会社で祝賀会が催されるなど反響の大きさを痛感している彌勒さん。現在、後継者を育てるといった現在の目標に向かって、日々の業務に励んでいます。

## 「平成24年度福岡県の賃金事情」

福岡県では、県内の民間事業所の賃金、労働時間等の状況について、毎年調査を実施しており、このほど平成24年の調査結果を取りまとめました。

#### 【調査対象】

無作為抽出した県内の常用従業員30人以上の1,200事業所（有効回答554事業所、有効回答率46.2%）

#### 【調査結果の概要】

##### ◎常用従業員の平成24年7月における賃金額及び実労働時間等

常用従業員の平均総支給賃金額は、325,390円で前年調査より286円（0.1%）増加し、平均実労働時間は、176.2時間で前年調査より0.4時間（0.2%）増加した。

規模	平均勤続年数	平均年齢	平均総支給賃金額※1		平均実労働時間	
				うち基準外※2		うち所定外
中小企業	9.5	41.5	267,592	32,860	180.0	16.4
大企業	12.3	39.4	340,409	43,184	175.3	17.6
規模計	11.7	39.8	325,390	41,090	176.2	17.4

※1 1ヶ月に支給される総支給賃金額で、所得税、社会保険料等を差し引く前の額のこと。ただし、臨時に支給される賞与（夏季一時金等）は含まない。

※2 時間外勤務、深夜勤務、休日勤務等の所定外労働時間に対して支給される賃金のこと。

##### ◎新規学卒者の初任給・モデル退職金

新規学卒者の初任給額は、高校卒154,716円（対前年比▲1,727円）短大・高専卒168,722円（同+1,226円）、大学卒186,267円（▲2,283円）、大学院修士課程修了197,760円（前年調査なし）となった。

また、定年時のモデル退職金額は高校卒10,880,444円、短大・高専卒11,310,758円、大学卒12,814,582円（いずれも前回調査なし）となった。

	高校卒	短大・高専卒	大学卒	大学院修士課程修了
新規学卒者の初任給額	154,716	168,722	186,267	197,760
モデル退職金額(定年時)	10,880,444	11,310,758	12,814,582	-

その他詳しい調査結果は、「福岡県の賃金事情」としてまとめ、県庁内の県民情報センター及び県内の各地区県民情報コーナーで販売しています。（1冊250円）

また、福岡県のホームページにも掲載しています。（ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/do9/h24fukuokakennochinginjou.html>）

# 労働委員会NOW

※労働委員会は、企業等で使用者と労働組合が労使交渉を行う中で生じるトラブルを、公益、労働者、使用者をそれぞれ代表する委員が、公正・中立な立場で解決のお手伝いをする機関です。

## ●「弁護士の視点から見た労使紛争と労働委員会」

労働委員会をご存知ですか？労働委員会は労使紛争の自主的解決の手助けをしたり（調整事件）、使用者の行為が不当労働行為であったか否かの判定（審査事件）を行います。およそ紛争というものは、円満かつ早期に解決されるにこしたことはありません。紛争に注ぎ込む時間、労力、費用や、履行確保（相手方に約束を守らせる）という観点から考えると、お互いに譲り合って紛争を解決する和解のメリットは容易に理解いただけるのではないのでしょうか。そこで、我々労働委員会は調整事件はもとより、審査事件においても、当事者に和解による解決をお勧めすることがよくあります。しかしこの和解、当事者間で最初にボタンの掛け違いがあると、難航することもあります。



福岡県労働委員会  
田中 里美 委員

最近、企業の枠にとらわれず個人で加盟できる「合同労組」と呼ばれる組合からの申立事件が激増しています。「うちには組合がないから労使紛争なんて」と思っている使用者の元に、ある日突然合同労組から、「従業員が組合に加盟した。ついては団体交渉の開催を求める」といった連絡が来ます。予想外の事態に、使用者が冷静な対応や、法的知識に基づいた判断ができないこともあるかと思います。しかしその結果、スタート地点で当事者間に感情的対立や不信感が芽生えてしまうと、一定の信頼関係の下にお互いに譲り合うという解決方法の実現は難しくなります。

そんなときに利用していただきたいのが労働委員会です。労働委員会では、専門知識と経験豊富な各分野の委員（労働者代表、使用者代表、公益代表）が協力して、労働組合に関わる労使間のトラブル解決に努力します。双方から事情を伺って事実を整理し、法的観点からの説明や、委員それぞれの立場からのアドバイスを行ったりしながら、当該紛争にふさわしい解決の着地点を探していきます。当事者だけではうまくいかなかったケースでも、労働委員会という第三者機関が介入することで、互譲点を見出すことができる場合もあります。ですから、もし組合からの申立てで使用者の皆様が労働委員会の調整事件や審査事件の当事者となった場合は、心配せずにはまずは労働委員会にお越しください。

## ●お問い合わせ先

福岡県労働委員会事務局 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁北棟3階

◇労使紛争のあっせん・調停・仲裁 調整課 TEL 092-643-3980  
Mail cchosei@pref.fukuoka.lg.jp

◇不当労働行為の審査 審査課 TEL 092-643-3982  
Mail cshinsa@pref.fukuoka.lg.jp

◇ホームページのご案内 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d09/roudouinikai.html>

# 労働相談 Q&A



Q

私の会社では、最近業績が思わしくないためか、同僚数人が執拗な退職勧奨を受けています。中には嫌がらせ同然の退職勧奨が行われていますが、このような退職勧奨に応じたくない場合はどうしたらいいのでしょうか？



A

退職勧奨とは、使用者が希望退職を募集する段階などで、対象となった労働者に対し、自発的な退職の意思の形成を促す場合に「退職してもらえませんか？」と勧める行為であり、労働者がそれに応じるかどうかは労働者の自由な意思にゆだねられています。そのため、退職の意思がない場合は退職勧奨を断ることができます。

また、使用者が退職勧奨に応じようとする労働者に対して、何回も呼び出して数人で取り囲んで勧奨するなど、社会通念上相当性を欠く手段や方法により退職勧奨を行うことは、労働者の自由な意思決定を妨げる退職強要に当たり、不法行為となります。

退職の意思がないのに、一旦、退職届を出してしまうと、取消しや無効の立証が難しくなります。

退職強要に労働者が対抗する主な方法としては、上司や使用者に対し退職の意思がないことを明確に伝え、退職強要は不法行為に当たるので直ちにやめるよう内容証明郵便で通告する方法があります。退職強要をやめない場合は、ひとりで悩まず、最寄りの労働者支援事務所に早めにご相談ください。

## 労働者支援事務所

労働者支援事務所では、賃金未払、解雇、労働条件などの労働相談を常時行っています。

● 通常の電話・来所相談

開庁日（祝日及び年末年始を除く月～金）の8:30～17:15

● 夜間電話相談

毎週水曜日（祝日の場合は翌日）20:00まで

### 福岡労働者支援事務所

福岡市中央区赤坂1-8-8（福岡西総合庁舎）

TEL：092-735-6149

Mail：fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp

### 北九州労働者支援事務所

北九州市小倉北区内7-8（小倉総合庁舎）

TEL：093-592-3516

Mail：kitakyu-rso@pref.fukuoka.lg.jp

### 筑後労働者支援事務所

久留米市合川町1642-1（久留米総合庁舎）

TEL：0942-30-1034

Mail：chikugo-rso@pref.fukuoka.lg.jp

### 筑豊労働者支援事務所

飯塚市新立岩8-1（飯塚総合庁舎別館）

TEL：0948-22-1149

Mail：chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp

発行：福岡県福祉労働部労働局労働政策課 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL：092-643-3585 FAX：092-643-3588

福岡県HP <http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

印刷：株式会社 西日本新聞印刷



「労働ふくおか」は再生紙を使用しています  
(印刷用の紙へリサイクルできます)